

特定健康診査等実施計画

(第2期)

ノバルティス健康保険組合

平成25年4月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導に実施並びにその成果に係る目的に関する基本的な事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、5 年ごとに 5 年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

当健保組合の現状

当健保組合の平成 25 年 3 月末の事業所数は 9 である。本社は、ほとんどが東京に所在しているが、支店や営業所を全国 47 都道府県に展開しているため、首都圏に在勤している被保険者数は 5 割程度、関西圏は 2 割程度と推定される。組合の被保険者数は 6,581 人、被保険者の平均年齢は 40.37 歳、男性が全体の 74%を占める。また、被扶養者数は 8,244 人である。全加入者数 14,825 名のうち、40 歳以上の人数は 5,094 名となり 34%を占めている。

特定健康診査については、被保険者は事業主が行う労働安全衛生法第 66 条に基づく定期健康診断に併せて特定健康診査を受診している。特定健康診査開始当初（平成 20 年度）は健診結果データの不備等により、国への実施報告上は 8 割程度の実施率であったが、健診結果データがほぼ確実に提供されるようになったため、第 1 期終了時（平成 24 年度）の実施率は、概ね 93%を見込んでいる。また、被扶養者は、当組合が実施する家族健診制度（特定健康診査を含む）を利用して受診している。特定健康診査開始当初（平成 20 年度）は 45%程度の実施率であったが、第 1 期終了時（平成 24 年度）の実施率（見込）は概ね 6 割に向上している。特定保健指導については、特定保健指導機関に委託して平成 20 年度から実施している。平成 20 年度健診分の特定保健指導は全対象者の 4%強の実施率であったが、保健指導に関する広報や実施方法の見直し、また、保健指導からの効果の周知、認識などにより、平成 24 年度の保健指導者数は全対象者の 46.3%の実施率を見込んでいる。

1. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

(1) 特定健康診査の基本的な考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームに疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積による体重増加が、様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

(2) 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのため保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

2. 目標

(1) 特定健康診査の実施に係る目標

平成 29 年度における特定健康診査の実施率を 90.0%（国の基本方針が示す目標値）とする。この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

<目標実施率>

対象者	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	国が示す 目標値
被保険者	95.0	96.0	97.0	97.0	98.0	
被扶養者	65.0	70.0	72.0	74.0	77.0	
合計	84.4	86.8	88.2	88.8	90.6	90.0

(2) 特定保健指導の実施に係る目標

平成 29 年度における特定保健指導の実施率を 60.0%（国が基本方針を示す目標値）とする。この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。特定保健指導対象者については、実績より推計した。

< 目標実施率 >

項目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	国が示す目標値
40 歳以上対象者数	5,450	5,500	5,550	5,600	5,650	—
特定保健指導対象者数	920	935	944	950	960	
実施率 (%)	48.0	50.0	54.0	56.0	60.0	60.0
実施数 (人)	442	467	510	532	576	

(3) 特定健康診査等の実施成果に係る目標

平成 29 年度において、平成 20 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を 25%（国の基本方針が示す目標値）とする。

3. 特定健康診査等の対象者数

(1) 特定健康診査

被保険者	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
40 歳以上対象者 (人)	3,530	3,560	3,590	3,620	3,650
内、任意継続被保険者 (人)	98	98	98	98	98
目標実施率 (%)	95.0	96.0	97.0	97.0	98.0
目標実施数 (人)	3,353	3,418	3,482	3,511	3,577
被扶養者	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
40 歳以上対象者 (人)	1,920	1,940	1,960	1,980	2,000
目標実施率 (%)	65.0	70.0	72.0	74.0	77.0
目標実施数 (人)	1,248	1,358	1,411	1,465	1,540
合計	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
40 歳以上対象者 (人)	5,450	5,500	5,550	5,600	5,650
目標実施率 (%)	84.4	86.8	88.2	88.8	90.6
目標実施数 (人)	4,601	4,776	4,893	4,976	5,117

(2) 特定保健指導の対象者数

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
40 歳以上対象者 (人)	5,450	5,500	5,550	5,600	5,650
動機付け支援者対象者 (人)	368	374	377	380	384
実施率 (%)	48.0	50.0	54.0	56.0	60.0
実施数 (人)	176	187	203	213	230
積極的支援対象者 (人)	552	561	567	570	576
目標実施率 (%)	48.0	50.0	54.0	56.0	60.0
目標実施数 (人)	266	280	306	319	346
特定保健指導対象者計 (人)	920	935	944	950	960
目標実施率 (%)	48.0	50.0	54.0	56.0	60.0
目標実施数 (人)	442	467	510	532	576

4. 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施項目

①特定健康診査

厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている特定健診項目を含めた生活習慣病健診を実施する。

②特定保健指導

厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第3章に記載された内容に基づき実施する。

a) 動機付け支援

委託先の指導員による面談および継続支援を実施し、6カ月後に評価を行う。

b) 積極的支援

委託先の指導員による面談および継続支援を実施し、6カ月後に評価を行う。

(2) 実施方法

①特定健康診査

【被保険者】

事業主が行う労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断と併せて実施する。

【被扶養者・任意継続被保険者とその被扶養者】

居住地が全国に分散しているため、委託先と契約し、全国約2,000の医療機関や健診機関で実施する。

②特定保健指導

【被保険者】

対象者が勤める職場や指定する医院等に委託先の指導員を派遣して面談を実施する。面談後の継続支援・評価は、指導員より対象者に、直接、電話やメールにて行う。

【被扶養者】

対象者の自宅に委託先の指導員を派遣して面談を実施する。面談後の継続支援・評価は、指導員より対象者に、直接、電話やメールにて行う。

(3) 実施時期

①特定健康診査

【被保険者】 通年実施とする。

【被扶養者・任意継続被保険者・任意継続被扶養者】 受診期間を4月～12月とする。

②特定保健指導

通年実施とする。

(4) 健診・指導結果の入手方法

①特定健康診査

【被保険者】 事業主から電子データで入手する。

【被扶養者・任意継続被保険者とその被扶養者】 委託先から電子データで入手する。

②特定保健指導

委託先から電子データで入手する。

(5) 健診・指導結果の保管期限

保管年数は5年とする。

(6) 委託先

①特定健診：(一財)日本健康文化振興会、主婦健診協議会、株式会社イーウエル

②特定保健指導：(株)アグライア、(株)保健支援センター、(一財)専門医ヘルスケアネットワーク

上記委託先は、随時、追加し、見直すことがある。

(7) 周知・案内方法

周知は、当健保組合ホームページに掲載して行う。

5. 個人情報の保護

当健保組合は、ノバルティス健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らし
てはならない。

当健保組合のデータ管理責任者は、常務理事とする。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

6. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所に通知するとともに、ホームページに掲載する。

7. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、平成 27 年度末に評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要が
ある場合には見直すこととする。